

Ⅶ 生物多様性の保全に向けた 県の主な取組

第Ⅳ章の「生物多様性の保全に向けての基本的な考え方」の中では、生物多様性保全に向けての基本的な考え方や取組イメージを示しましたが、ここでは埼玉県が実施している事例を紹介します。

ここで示している事例の多くは、市町村や団体などと連携したり、多くの人々の理解と協力を得て実施しているものです。

多くの人々や団体と連携したり、取組の輪を広げたりすることにより、より一層効果的なものになると考えられます。

1 家庭や工場・事業所での取組を促進する

生物多様性を保全していくには、身近な場から自然を回復していく必要があります。住宅地や工場・事業所などの緑化を促進したり、家庭や工場などの排水で河川や池沼などが汚染されないようにしていくことも重要です。

緑地の開発行為を抑制する保全地区の指定や建物の敷地内をはじめ屋上、壁面、駐車場の緑化などにより市街地の緑の創出を進めています。また、河川や池沼の汚染を防ぐため、県では、下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽など生活排水施設の効率的な整備を進めています。

紙や電気製品などのリサイクルを促進する、二酸化炭素の排出を抑制する、熱帯雨林の伐採を減らす、廃棄物処理場の建設や資源の浪費を抑制するなど、地球環境規模の対策も生物多様性の保全に有効であり、これらに関係する事業を推進したり、普及啓発などを行っています。

- ①「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」に基づき敷地面積3,000㎡以上の建築行為に対して、緑化基準に基づく計画を届け出る「緑化計画届出制度」を推進しています。
- ②都市のヒートアイランド現象の緩和など、健康的な都市環境を創出するための屋上緑化等を促進しています。
- ③都市地域における下水道の整備と高度処理の推進を行っています。
- ④農村における集落排水の整備を行っています。
- ⑤公共事業の執行にあたっては、「県土づくり環境配慮ガイド」を活用し、環境に配慮した県土づくりを行っています。

2 森林等を保全する

分布域の北限や南限に位置する植物も多数確認されていますが、これらは生物多様性を保全する上からも貴重なもので、開発や森林の伐採を制限していく必要があります。

また、都市化が進展していく中で、都市地域にまとまって残された森林や緑のネットワークを形成している森林は、生活環境の保全はもとより野生動植物の生息・生育場所や移動経路として重要な緑地となっています。

このため、県ではすぐれた天然林、南限や北限の植物の自生地、貴重な植物の自生地などを「県自然環境保全地域」として指定してきました。また、都市地域や都市

近郊地域の緑地を「特別緑地保全地区」などに指定し、開発や樹木の伐採を制限したり、緑地の公有地化も進めています。

さらに、生物多様性保全の視点からは、開発や伐採を制限してだけでなく、スギ、ヒノキなどの人工林の間伐や平地・丘陵の雑木林の下草刈りなどの手入れを適切に実施していくことも重要で、各種制度により、森林の適切な管理を促進しています。

①「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」に基づき、埼玉を象徴するような樹林地及び樹林地と一体となった土地を「ふるさとの緑の景観地」に指定し、開発や樹木の伐採などの制限をしています。

②「都市緑地法」に基づき、都市地域において、災害の防止や生活環境の保全の上で重要な樹林地などを「特別緑地保全地区」に指定し、開発や樹木の伐採などを制限しています。

③「首都圏近郊緑地保全法」に基づき、生活環境や住民の健康保持の上で重要な緑地を「首都圏近郊緑地保全区域」に指定し、開発や樹木の伐採などを制限するとともに、さらに重要な箇所を「特別保全地区」に指定し、より厳しい制限をしています。

④森林法に基づき、水源のかん養、災害の防備等、公益的機能上重要な森林を「保安林」に指定し、伐採を制限するなど、適正な維持管理に努めています。

⑤美しい森づくり事業等により、下刈り、間伐などの森林管理費の一部を助成したり、県の事業として広葉樹林の造成や間伐なども実施しています。

⑥森林ボランティアを育成するために初心者やリーダーの研修を実施したり、ボランティア団体への活動支援を行っています。

3 川、池、沼、湿地等の豊かな環境を保全する

川や池・沼などを住みかとする魚類や両生類のように、水生動物の多くがレッドデータブックに絶滅のおそれがある種として掲載されています。これらの動物を保全していくためには、水質の汚濁や汚染を防止したり、瀬や淵のある流れ、湧水など多様な水辺の環境を保全したり、創造していく必要があります。

川の管理は、川によって国(国土交通省)、県あるいは市町村と異なります。池や沼では、県や市町村よりも組合や個人などが管理するものが大部分を占めています。

埼玉県が管理する河川では、河川改修の際、従来のコンクリートブロックに替えて、木工沈床や玉石の護岸などの自然素材を使用した多自然型の川づくりを進めたり、河川敷に入江などを設けるなど水生生物の住みやすい環境を造るような試みも行っています。また、河川の整備でも可能な場所では、豪雨時に川の水を一時貯留して洪水を防ぐ河川調節池などもビオトープに配慮した整備を行っています。

埼玉県が管理する池や沼、水路でも、玉石や木杭を使った護岸などにより、水生生物にもふれあえるような親水空間の整備を進めています。

①河川や農業水利施設の整備で、木杭や自然石を用いて生物が生息しやすいような環境としたり、旧河川敷や豪雨時に川の水を一時貯留して洪水を防ぐ河川調節池のビオトープ化などを進めています。

②開発や土地利用の変化により減少しつつある湧水について、地質・地形、利用状況を調査

するなど、保全に向けた取組を促進しています。

③水質汚濁の改善を図るため、彩の国ふるさとの川再生戦略等に基づき、工場・事業所の排水規制、生活排水対策として合併処理浄化槽の普及や市町村と連携した下水道や農業集落排水施設の整備などを行っています。

④人や生物に何世代にもわたって影響を与えるおそれのあるダイオキシン類、内分泌かく乱化学物質の排出を抑制するための各種の対策を行っています。

4 水田での取組を促進する

水田は、タニシ類、ドジョウ、タガメなどの小型の水生生物の生息場所として、また、メダカなどでは産卵場所として、それと接続する水路や池、沼などと一体となって生物多様性の一翼を担っていました。また水田の水生生物は、カモ類やサギ類などの餌となって豊かな動物相を維持していました。

このように、多くの動物を育んできた水田も、農業生産性の向上や機械化のため、乾田化や農薬の使用により、生物の種類と個体数も大幅に減少しました。

最近では、低毒性、低残留性農薬の使用や農薬と化学肥料の使用を減少させた特別栽培農産物認証制度なども普及しつつあり、徐々に生物も回復しつつあります。

①安全で安心できる食料を供給するため、「有機100倍運動」を展開し、農薬と化学肥料を減らす取組を進めています。

②農業用水やため池などの農業水利施設の水辺空間を活用し、野生生物の生息環境に配慮した施設整備を行っています。

5 学校・公園での取組を促進する

都市公園は、都市の住民にとって、身近に接することができる数少ない緑地です。都市の住民の多くが身近な場に自然とふれあえる場を求めている現在、野鳥や昆虫などを観察できるような環境を整備していくことも大切です。

情操を育む上で子どもの時に自然、特に生物と接する機会を多く持つことが有効であると言われていています。理科、生物の学習はもとより自然に対する理解を深める上でも、公園や学校に在来の樹木を増やしたり、学校にビオトープの整備などの支援を行っています。

①都市地域に憩いの場やふれあいの場となる県営公園や都市緑地の整備を進めています。また、市町村公園の整備について、技術的支援を行っています。

②学校の緑化を促進するため学校緑化コンクールを開催したり、学校ビオトープの整備を支援しています。

③小中学生等の自然学習や森林・林業体験を促進するため、学校林の整備を支援しています。

④小中学校における環境教育を支援するため、「環境アシスタント」を派遣しています。

⑤県が調整役になって、企業から小中高校に環境学習資材や学習プログラムなどを提供する「環境学習応援隊」の取組により、自然体験活動などの環境学習を実施しています。

6 希少種を保護増殖する取組を促進する

生物多様性を保全していくためには、野生生物の現状を的確に把握し、絶滅を招く要因を未然に取り除いたり、軽減したりしていくことが必要です。また、増殖や新たな生息・生育地等の確保の保護対策を実施していくためには、その種の生き方(生態)を十分に把握しておく必要があります。

埼玉県では、野生生物の現状を定期的に調査し、個体数が少ない種や生息・生育地が非常に限られている種など絶滅のおそれがある野生生物を掲載した埼玉県レッドデータブック(植物編・動物編)を発行し、野生生物への理解を深めてもらうようにしています。

また、特に絶滅のおそれのある野生生物のうち、生息・生育地を保全したり、園芸採取や盗掘などを防止する必要がある種を「埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例」に基づく「県内希少野生動植物種」に指定して採取や捕獲行為の制限などをするとともに、保護管理事業計画を策定し、保護増殖等の対策を実施しています。

①県内の野生生物の現状について、多くの専門家の協力を得て定期的に調査し、絶滅のおそれがある種を取りまとめ埼玉県レッドデータブック(植物編・動物編)として発行しています。

②県内希少野生動植物種で県の魚でもあるムサシトミヨの生息地の保全と種の保護のための調査や試験を行っています。

③県内希少野生動植物種の生息・生育状況を把握するとともに、生息・生育地の増加を図るための調査・研究を行っています。

④埼玉県レッドデータブック掲載種のうち、絶滅のおそれが高い野生生物について継続的な調査を実施し、保護対策の必要性を検討しています。

⑤県内希少野生動植物種の保護対策を推進するため、有識者等を「埼玉県希少野生動植物保護推進員」として委嘱し、生息・生育状況の調査、保護に関する普及啓発等の協力を得ています。

⑥大規模な開発を行う場合、より環境に配慮した事業にしていくための環境影響評価(環境アセスメント)制度を実施し、希少種の保護や良好な野生生物の生息・生育地の保全を図っています。

7 個々の活動をつなげ連携する

動物が絶滅したり、生息する区域を大幅に減少させたりする要因の一つとして生息域の分断が上げられています。一般的に生息数が少なくなると、繁殖の機会が減少したり、遺伝子が劣化して絶滅に至るといわれていますが、生息地が分断されて行き来ができなくなった場合も同じようなことが起こります。

生息域となる森林などを分断しないようにすることが重要ですが、分断された場合はその影響を可能なかぎり軽減するため、緑道や街路の樹などで結んでいくことも大切です。また、河川敷を動物が生息できるような状態で連続させていくと、理想的な動物の回廊として確保していくことができます。

①緑道による緑のネットワークを整備し、緑地等の連続性を確保するようにしています。

②NPOやボランティアの活動の連携を促進するため、情報提供や必要な支援を行っています。

8 活動を活発にする

生物多様性を保全していくためには、生物多様性の重要性を多くの人々が理解し、一人でも多くの人々が、保全のための取組を行ったり、取組の輪に加わったりすることが重要です。このため、自然に気楽にふれあい、また学習できるような施設を整備しています。

また、森林や河川などの保全に関わったり、野生生物の保護活動を行ったりしているNPOなどの団体の活動を支援したり、参加を希望する人々の研修を行ったりしています。

①野生生物、森林などについて学習できる、自然学習センター、環境科学国際センター、狭山丘陵いきものふれあいの里センター、さいたま緑の森博物館、彩の国ふれあいの森などを整備するとともに、自然観察会、各種の体験講座などを実施しています。

②野生鳥獣の保護と鳥獣保護思想の普及啓発を図るため、埼玉県獣医師会と連携して傷病野生鳥獣を保護するとともに、治療後の回復措置のためにボランティアを委嘱しています。

③県内の豊かな湿地環境を保全・創造するため、「彩の国湿地・湧水地保全計画」、「彩の国湿地マップ」を作成し、取組の促進を図っています。

④ビオトープ創造事業の普及を図るため、県の公共事業担当者に研修会を実施したり、各種事例の紹介等を行っています。

⑤県内に残された貴重な自然を多くの県民・企業などの支援により保全していくため、「さいたま緑のトラスト運動」を展開し、トラスト基金の募金やトラスト地の保全活動などを行っています。

⑥森林保全や自然保護活動に関係するボランティア活動などを促進するため、森林ボランティアへの研修、森林ボランティア団体への支援、自然観察指導員の養成講座の開催、彩の国ナチュラリストの登録、自然公園指導員の配置などを行っています。

⑦環境保全に向けての自主的活動の実践を支援するため、自治会等が実施する講演会等へ「環境アドバイザー」を派遣しています。

⑧地域における自主的な保全活動を促進するため、「生物多様性環境ドクター」養成研修を実施し、地域の保全活動を実践するリーダーを育成しています。